平成２９年（フ）第３１７号
岡山市北区東古松４丁目３番10―102号
破産者　テック電子株式会社
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１８号
岡山市東区南古都440番地32、旧住所岡山県都窪郡早島町早島448番地12
破産者　渡邉　正樹
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９０号
広島市安佐北区亀山南５丁目６番21号、申立時の住所広島市安佐北区倉掛３丁目４番６―201号
破産者　Ｊａｉ　ｓｏｈａｍこと　上森　　恵
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１号
亡鈴木タカ子の最後の住所　熊本県玉名郡玉東町大字原倉2141番地３
破産者　亡鈴木タカ子相続財産
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７５１号
埼玉県川口市西川口３丁目14番14―315号
破産者　武田　静雄
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６５８号
神奈川県川崎市多摩区宿河原６丁目17番20号チェリーハイツ　101、旧住所埼玉県和光市白子３丁目15番15―110号
破産者　中本　道興
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８５７号
埼玉県川口市末広３丁目14番５号
破産者　小柳　　勇
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８５８号
埼玉県川口市末広３丁目14番５号
破産者　小柳比登美
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９５２号
さいたま市見沼区大字中川1147番地１　グリーンフォレスト301
破産者　髙橋美保子（旧姓池田）
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９６４号
埼玉県川口市栄町２丁目10番13号　川口平和マンション１－Ｆ
破産者　中岡マリアこと　ナカオカ　マリア　ベネディクトス
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９０号
埼玉県川口市北原台２丁目６番３号　春花園弐番館202号
破産者　長谷川美智代
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５２号
埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘４丁目９番２号
破産者　櫻井　　徹
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４１８号
埼玉県狭山市大字北入曽314番地　ハイマートミヤノＢ―202、破産申立時の住所埼玉県狭山市狭山11番27号　上中原ハウスＤ―203
破産者　雨宮　　梢（旧姓酒井）
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４３１号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目４番18号　メゾンフォンテンブロウ205、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金192番地41
破産者　長谷川一夫
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０８３号
名古屋市中区錦２丁目６―16　ドミール長者町708号、住民票上の住所名古屋市緑区鳴丘１丁目1401番地　ライオンズマンション鳴丘弐番館302号
破産者　松井　宏之
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９８４号
名古屋市中川区外新町２丁目20番地　さくらハイツ六番町105号室、申立時の住所名古屋市中川区昭和橋通１丁目12番地　ＧＡＺＡ　Ｈｉｌｌｓ’18　201号
破産者　高岸　吉秋
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０８９号
名古屋市千種区千種２丁目12番16号
破産者　もつ鍋山秀東別院店こと焼肉山秀こと　吉田　篤史
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０９２号
名古屋市港区野跡１丁目３番33号　南稲永荘北棟907号、従前の住所名古屋市中村区賑町17番地の２　メゾン・ド・オーブ703号
破産者　川田　清治
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部